

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第

卷五十三第

行發日一月八年七和昭

## 論叢

滿洲國の財政及財政策……………法學博士 神戶 正雄  
經濟に於ける勢力……………文學博士 高田 保馬

## 時論

變革期の社會政策……………經濟學博士 石川 興二  
『購買力補給案』の諸問題……………經濟學士 谷口 吉彦  
齋藤内閣の財政政策……………經濟學博士 汐見 三郎

## 研究

總體經濟と個別經濟……………經濟學士 大塚 一朗  
ゼツエーの統一貸借對照表について……………經濟學士 熊本 吉郎  
幕末の財政紊亂について……………經濟學士 大山 敷太郎

## 說苑

勤勞所得分配の實證的研究……………法學士 毛里英於菟  
財政の社會學的根柢類型……………經濟學士 大谷 政敬

## 附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(禁轉載)

# ゼヴェーリングの統一貸借対照表について (上)

熊 本 吉 郎

目次

一、序	二、ゼヴェーリング説の紹介(以上本號掲載)
三、シュミット及びワルプの批判	
四、ゼヴェーリング説の難點	五、結言

## 一 序

周知の如く、貸借対照表の本質觀に就いては、シュマーレンバッハ一派の動態觀が擡頭し、所謂靜態觀と共に二大潮流を形成するに至つたが、他方また、それらを綜合、統一せんとする試が現はれた。その中でも、シュミットの有機觀<sup>1)</sup>、ゼヴェーリングの統一貸借対照表の試は甚だ有名である。本稿に於ては、ゼヴェーリングの統一貸借対照表論を中心としてそれは如何なるものであるか、果してそれは可能であるか、また、如何なる意義を持つものであるかを考察して見たいと思ふ。勿論この問題に關する彼の名著《Die Einheitsbilanz》は、既に一九二五年に刊行せられたものであり、僅かに八〇餘頁の小刷子に過ぎず、而も、未だ、試の途上にあるものと見られるが、併し乍ら、彼の統一貸借対照表論は、貸借対照表の本質觀に於て、かなり重要な意義を認められて

ゼヴェーリングの統一貸借対照表について

第三十五卷 二五五 第二號 一〇七

1) Schmidt, F., Die organische Tageswertbilanz, 1929.

2) Sewering, K., Die Einheitsbilanz. 1925.

この統一貸借対照表なる語は一般の譯語に従ふ。

居り、従つてその内容を明かにして、その可否を闡明ならしめて置くことは、貸借対照表の研究上必要であり、また、我國に於ては僅かに二三の簡單なる紹介があるに過ぎないから、敢て、彼の所説を中心として考察せんとするものである。

## 二 ゼウエーリング説の紹介

### A 靜態觀と動態觀

シュミットの語をかれば、貸借対照表の任務は、(1) 企業の財産を確定すべきものか、(2) 經營期間の成果を確定すべきものか、(3) それら兩者を共に期待すべきものであるか、の三者に大體分ち得られ、それによつて、貸借対照表の目的觀、或は本質觀が相違するものとする。即ち、斯かる點から、所謂靜態觀、動態觀、有機觀或は統一觀が生ずるのであるが、併し乍ら、それ等本質觀の相違、特にそれら各々のもつ特質については、各學者によつて意見を異にし、内容を相違する。従つて、ゼウエーリングがそれを如何に見るかにについて、先づ明かにしなければならぬ。

彼は貸借対照表を二つに分ち、一を財産貸借対照表<sup>5)</sup>、他を成果貸借対照表と稱し、前者は財産の計算を目的とし、後者は期間的成果を計算することを目的とするもので、例へば、パツソウの非常貸借対照表と正常貸借対照表、シュマーレンバッツハの靜的貸借対照表と動的貸借対照表との區別と同様なものであるとする<sup>6)</sup>。勿論、或論者は、財産の決定は同時に一定期間の純損益の決定

3) 杉本秋男氏《貸借対照表本質觀略史》會計、第28卷、第4號、130—133頁、参照

4) Schmidt, a. a. O. S. 73. 5) Vermögensbilanz.

6) Erfolgssbilanz. この語は所謂損益計算表の意味に用ふる人もあるが、こゝでは損益計算表を意味するものでないから、その混同は是非避けねばならない。

7) Sewering, a. a. O. S. 1.

8) a. a. O. S. 2, Passow, ( ausserordentliche und ordentliche Bilanz, )

をなし得る（即ち  $\Delta_2 - \Delta_1 = RG$ ）とするが、彼はそれに反対し、甚だ皮相的のものであり、或特定の場合を除いては、それは不可能であるとする。蓋し、兩者の間には次の如き重要な差異があるからである。<sup>9)</sup>

(1) 純財産が同額を維持し、或は變動することがあつても、成果計算はそれによつて、何等影響を受けないこと。

(2) 評價が、その目的の相違するに應じて原則を異にする。

(3) 計算的項目の存在の有無及びそれを使用し得る限度を異にすること。

即ち、評價は特に設備財産と取引財産とによつて、その原則を異にするは勿論、また、その目的が財産の決定か、或は期間的成果の決定かによつて、相違するものであり、計算的項目は、期間的成果の決定には概ね必要とされるが、財産決定のためには必ずしも記載する要はない。然らば、財産計算と成果計算とは如何なる意義を有するであらうか。<sup>10)</sup> 成果計算、正確に言へば、期間的成果を正しく算定することは、シュマーレンバッハの説く如く、それは企業の經濟性の測定であり、その經濟性の變化を、正確に、一刻も早く知ることがは經營の方向を示し、經營方針を樹てる上からも、また、その他諸種の事情から必要とせられる。かゝる要求のために、期間的成果の正確なる算定が重要であり、缺く可からざるものとなる。而して、斯かる目的を達するに必要な手段は、支出と収入とをそれ等の該當する期間に正確に割り當てることである。他方、財産計算<sup>11)</sup>

8) Schmalenbach, 《statische und dynamische Bilanz》.

9) a. a. O. S. 3.

10) a. a. O. S. 4.

11) a. a. O. S. 6.

は事業財産が決算せられ、分配せられる時に、その基礎を提供するものとして要求される。勿論、それは、企業が解散される時には言ふまでもないが、企業の繼續中にも必要とされる。その理由は第一に、利益の實現に關與した事業財産と利益との比較、即ち、収益率の算定の重要な一要素を提供するものであること、及び負債額と純財産額との關係が特に債權者に對しても、また、企業自身に對しても重要なが故にである。斯くて、財産計算も、成果計算も全く缺くを得ないものであり、従つて、その兩者に對する貸借対照表作成の意義があり、何れか一方のみを重要視し、他方を除外することは出来ない。

併し乍ら、從來貸借対照表は何れの立場から、作成されることが要求されてゐるか、特に、その據るべき原則を示すものとして、商法規定及び簿記と貸借対照表との關係が擧げられる。即ち、從來、獨逸商法第四〇條及び第二六一條等に基いて、ジモン、パツソウ、フィツシャー等が種々の價值論を説いてゐる。併し乍らそれらは何れも缺陷を持ち、而も、法律規定は評價に對して、従つて、上述の貸借対照表作成の何れの立場を選ぶべきかに對して決定的基礎を與へるものではない。<sup>12)</sup>次に簿記と貸借対照表との關係、特に、簿記側から評價を規定する試は就中、フィツシャーによつて代表せられる。併し乍ら、簿記と貸借対照表との關係は、後者に從屬するものではなく、従つて、その一部ではなく、帳簿殘高は直ちに、貸借対照表の項目を決定するものではない。即ち、棚卸による修正を要し、簿記は單に記載の組織に過ぎないものである。それ故に、貸借對

12) a. a. O. S. 7-13.

照表は簿記に依存するものでもなければ、また、簿記の側からも評價は規定されるものでもあり得ない。<sup>13)</sup>

斯くして、法律上から見ても、また簿記との関係よりしても、上述の立場の何れによつて、貸借対照表は作成さるべきかは決定され得ない。と同時に、両者は全く獨立無縁のものでもなく、否、却つて、相互に依存するものであり、ただ一部に於て、相違するに過ぎない。かくて、期間的成果計算のための貸借対照表と、財産計算のための貸借対照表との矛盾、對立は統一され得るであらうし、また、それをなさなければならぬ。而して、それを最初に試みたのはシュミットである。併し乍ら、ゼヴェーリングはシュミットの説を批判し、それは缺點を持つものとして排斥する。<sup>14)</sup>今、ここにシュミット説に對する彼の批判は省略し、次ぎに、彼の試を、即ち彼の統一方法について紹介しやう。

### B 複合的相對的評價

彼は財産貸借對照表と成果貸借對照表とを統一綜合するには、評價の方面から之をなし、兩者に對する評價の相違より生ずる矛盾を克服すれば足りるとして、それを企てる。<sup>15)</sup>

先づ、彼は如何なるものを評價の標準とするであらうか。彼は「使用によつて消耗されない設備財或は取引財は賣却時價によるをよし<sup>16)</sup>」とする。蓋し、それによる時は財産計算はもとより、成果計算をも完全になし得るものであり、兩者は完全に融合せしめ得られるからである。「使用

13) a. a. O. S. 13-23.  
14) a. a. O. S. 23-37.  
15) a. a. O. S. 44-84.  
16) a. a. O. S. 44.

によつて消耗される設備財産及び計算的(經過的)項目」はそれと異なる。これらの場合には、企業の財産状態を顧慮したる評價によつて、補完せられなければならない。

然らば、何故に賣却時價がとられなければならないか、また、その賣却時價とは如何なるものであらうか。「貸借対照表真正」の要求から「真正價值」<sup>17)</sup>が標準となると往々答へられるが、それは「實際には用ひ得ない」と言ふことと同義であつて、「價值は人間によつて初めて物に附與せられるものであり、而も、價值と價格とは一致するものではあり得ない」<sup>18)</sup>。従つて、それを實際に用ふるには著しき難點があるとする。即ち、價值と價格とは一致するものではなく、成立せる價格に比し、購買者が與へる價值はそれより高く、販賣者の與へる價值は、それより低い。何故ならば、然らずとせば、購買者はそれを獲得せんとするものでなく、販賣者はそれを賣らないであらう。換言すれば、價格は兩當事者により、數字に見積られた主觀的價值の中間に位するものである。而して、かゝる價格は、需給によつて表現される所の締結された取引の總計によつて、市場價格或は取引所價格となるものであつて、而も、これこそ、吾々の評價に對し、最も有効且つ適正なる標準を與ふるものと見做される、勿論、かゝる市場價格も、如何なる時及び場所のそれを選ぶべきかに難點があり、また、すべての同種の財に適用され得るか否かも問題であつて、全く理想的のものとは言へないが、併し、何等絶對的に完全なる標準がないならば、最も可能にして、完全に近いものを選ぶ必要があり、かくて、評價の標準として、市場價格或は取引所價格が用ひらるべきで

17) wahre Wert.

18) a. a. O. S. 45.

ある。而も、法律家及び商人が主として要求する企業の財産状態如何を知るためには、これが最適のものであると彼は信じてゐるのである。

以上の如き評價基準をとることを前提として、主要なる貸借対照表項目にそれを適用し、その統一方法を述べてゐる。

1 使耗せられざる設備財<sup>19)</sup> これの最適なる例は土地であつて、即ち、使用によつて消耗されない設備財である。従來、土地の評價は購入價格を基礎とし、購入の際に要した費用をそれに附加したものである。併し乍ら、購入價格によるときは成果計算に對しては、不都合はないが、併し、財産を正確に計算し得るものではない。たゞ、幸に土地は、急激な價格變動をしないから、購入價格を用ひてもさして不都合ではないと言ふに過ぎない。

斯くの如く、通常購入價格によるのは、損益計算を完全ならしめるためであり、而も、その價格變動を顧慮し得なかつたのは、貸借対照表に記載されたる變動價格を直接損益勘定に導入したからであつて、これさへ解決されば、正確なる財産の計算はもとより、損益の算定も可能となる。斯くて、彼は價值修正項目を設けることによつて、それは救はれると考へる。即ち價格變動による騰貴、即ち未だ尙ほ、實現されざる損益は、價值修正項目として貸借対照表の貸方に記載して、財産の正確なる算定並に期間的成果の決定を可能ならしめんとするのである。

價格の騰落部分はその財産が販賣されざる限り、損益としては實現しないが、賣却された時に

19) Anlagegüter ohne Abnutzung. a. a. O. S. 46-54.

は、經營損益ではなくとも、企業の損益であることには疑の餘地がない。而して、かゝる價格の變動によりて生じた差額は、それが尙ほ實現されざる限り、資本勘定或は準備金勘定に記載せず、價值修正勘定を設定して、それによつて表現するをよしとする。蓋し、土地が賣却されて、損益が實現した時に、直ちに分離して、損益勘定に容易に導き得るからである。今、價格變動が考慮せられ、それが賣却せられる時の記入手續の一例として、最近の貸借対照表價格と賣却價格とが相違せる時、特に前者より後者の方が大なる場合をとつて、彼の示す所によれば、<sup>20)</sup>次の如くである。

購入價格(購入費用を含む)……………五〇,〇〇〇M  
 最近の貸借対照表に記載されてゐる價格…六〇,〇〇〇  
 賣却價格……………六二,〇〇〇

銀行勘定／土地勘定 M 62,000  
 價值修正勘定／土地勘定 10,000  
 土地勘定／損益勘定 12,000

借方		土地勘定		貸方	
1月1日	決算残高勘定	60,000	6月15日	銀行勘定	62,000
12/31	損益勘定	12,000	6/15	價值修正勘定	10,000
		<u>72,000</u>			<u>72,000</u>
價值修正勘定					
6/15	土地勘定	<u>10,000</u>	1/1	決算残高勘定	<u>10,000</u>
損益勘定					
			12/31	土地勘定	12,000

今、その仕譯並に勘定形式を示せば<sup>21)</sup>

20) 彼は三つの可能なる場合を例示してゐるが、紙面の都合で、その一のみを擧げる。a. a. U. S. 50-53.  
 21) この場合にも、三つの可能なる方法があるが、彼が最適なりとするもののみをこゝに示す。

## 2 取引財<sup>22)</sup>

こゝに言ふ取引財とは、轉賣の目的のために購入され、或は生産された財貨の總稱である。從來の方法によれば、概ね、購入價格或は生産價格<sup>23)</sup>を以てし、購入價格によるときは、それに附隨する直接の費用が加へられるのを通常とする。併し乍ら、かゝる評價によることは、全く成果計算を強く主張するものであつて、財産計算は犠牲に供せられてゐる。これ、企業が続する限り、重要なのは成果計算であつて、財産計算ではないと言ふ認識の下に出發するものである。然るに、決算日に於ける賣却價格が購入價格よりは低い時には、逆に賣却價格により、直ちに損失として計上するのを常とする。これ、商人が將來に於ける企業の確實を期するためには、當然の事と考へるによる。従つて、取引財の價格が騰貴せる場合は動的原則に、價格低落の場合には靜的原則に據るものと言ふことが出来る。

而して、彼は、取引財に於ても、成果計算と財産計算を同時に充すやう評價して貸借對照表を作成すべきであるとし、<sup>24)</sup>その方法も大體前記土地の場合の如く、賣却時價により、價值修正勘定を設くるのであるが、ただ取引財の性質上若干複雑なる手續を要する。<sup>25)</sup>今、販賣價格が購入價格或は生産價格より高い場合をとつて、その手續を示せば、年度末に於いては、その差額（販賣價格と購入價格との差額）を商品勘定の借方に記入すると共に、價值修正勘定の貸方に記入することを以て、成果は正確に計算せられ得るが、問題は更に次年度に於ける記帳方法にある。販賣價格によつて記入されたものをその儘次年度に繰越すならば、次年度末の成果計算は正確を期し得ない。

22) Umsatzgüter, a. a. O. S. 54-61.

23) Erwerbs- oder Herstellungspreis.

24) 此の點に關し、Schmidtも再調達價格を用ふることによつて、統一せんと企つるも、Seweringはこれに對して、その効績は認むるも、それを行ふ人件費の多大に要すること及びSchmidtの利益の概念が狭きに失するとの理由の下に反對してゐる。Sewering, a. a. O. S. 24-38 u. 55-56.

而して、貸借対照表は一の瞬間像であり、それに對してのみ販賣價格での記入が要求されるが、併し、その目的が達成せられた以上、あくまで同じ原則を守る必要はない。即ち上述の價值修正は次年度に對しては意味を持たないから、次年度の決算が行はれる前には、それは消去さるべきものである。ただ手續上の正確を期するため、次年度始めに除去するを可とする。次に簡單なる例題によつてその手續を例示しやう。

商品勘定に記載されてゐる額

借方……………一五〇,〇〇〇M  
貸方……………一三五,〇〇〇

a) 年 度 末

決算残高勘定／商品勘定、商品在高の轉記	27,000
商品勘定／價值修正勘定、商品の超過價値の轉記	3,000
價值修正勘定／決算残高勘定、商品の超過價値の轉記	3,000
商品勘定／損益勘定、商品より生じたる純利益の轉記	9,000

b) 次 年 度 初 め

商品勘定／決算残高勘定、商品在高の轉記	27,000
決算残高勘定／價值修正勘定、商品の超過價値の轉記	3,000
價值修正勘定／商品勘定、商品の超過價値の轉記	3,000

a) 年 度 末

借 方		商 品 勘 定		貸 方	
諸 口	150,000	諸 口	135,000		
12/31 價值修正勘定	3,000	12/31 決算残高勘定	27,000		
12/31 損益勘定	9,000				
	<u>162,000</u>				<u>162,000</u>

決算残高勘定

12/31 商品勘定	27,000	12/31 價值修正勘定	3,000
------------	--------	--------------	-------

b) 次 年 度 初 め

商 品 勘 定			
1/1 決算残高勘定	27,000	1/1 價值修正勘定	3,000

商品残高の購入價格……………二四,〇〇〇  
同上決算日に於ける販賣價格……………二七,〇〇〇

25) 取引財に於ても、取得價格、生産價格、及び賣却價格を正確に決定することを困難とする場合が存在するが、併し、こゝに取扱ふ問題とは、あまり關係がない故を以て、彼はそれを詳しく論述するのを避けてゐる。

### 3 消耗財と使用財<sup>26)</sup>

消耗財とは、ただ一回限りの使用によつて、消耗し盡くされるものを稱し、使用財とは一回の使用によつて、完全に消耗し盡くされるものではなく、漸次徐々に、消耗されて行く財産部分を總稱するもので、前者の適例としては、石炭、機械油の如きもの、後者には建物、機械其他の設備財産が屬する。

これ等の財に關しても、彼は上述の兩原則を統一せんと試むるのであるが、その前に、減價銷却の基準となる價值についての彼の所見を略述して置かう。戰前までは、概ね購入價格によるを最も正しいとした。併し乍ら、戰後のインフレーション時代に刺戟されて、購入價格に反對し、再調達價格によるべしと強く主張するものが生じた。その代表的なものは、シュミットとゲルドマツヘルである。併し、その後貨幣價值が稍々安定するに至つて、再び購入價格を標準とすべしとする主張が唱へられ、兩者の間に論争が展開された。この點に關し、ゼヴェーリングはシュミット等の効績は認めるが、併し、彼等も亦誤謬を犯せるものであるとし、減價銷却は購入價格によるが正しく、ただ貨幣價值の變動を顧慮すれば足るものとする。而して、貨幣價值の變動を顧慮せる購入價格と再調達價格とは全くその性質を異にし、峻別さるべきものである。シュミット等は、その點を明かに見落してゐる。勿論購入價格を基準とし、それに貨幣價值の變動を顧慮することは、理論上最も正當であるが、併し實際上は困難である。それは現在尙ほ、指數、特に一般貨幣價值指數も特殊指數もそれを利用するにはあまりに不完全であり、不適當であるからである。結

26) Verbrauchs- und Abnutzungsgüter, a. a. O. S. 61-72.

局實際上の結果は、再調達價格に  
よるものと一致するであらうが、  
理論上は著しく相違する。而して、  
最も正しい理論が選べる可きで、  
實際上の可能、不可能の問題とは  
區別しなければならぬと説く。  
(イ) 消耗財 この種の財に於  
ても、前述した所と同様の原則に  
より、販賣價格によりて評價し、  
價值修正勘定を設けて、それを修  
正する。併し乍ら、實際上は殘品  
の量とその價格並に企業の大きさ  
によつて、販賣價格によるときは、  
無用の勞力を浪費するものである  
から、その點を考慮に入れねばな  
らないが、理論上は當然上述した  
如き原則によるべきものとする。

今、その方法を例示すれば次の如くである。

a) 年度末に於て	燃料勘定／價值修正勘定、超過價値の轉記	300
	決算殘高勘定／燃料勘定、殘高の轉記	4,300
	價值修正勘定／決算殘高勘定、修正價値の轉記	300
b) 次年度初め	燃料勘定／決算殘高勘定、在高の轉記	4,300
	決算殘高勘定／價值修正勘定、修正價値の轉記	300
	價值修正勘定／燃料勘定、超過價値の轉記	300

石炭の購入價格……………八、〇〇〇M  
 決算日に於ける殘高(半分)の購入價格……………四、〇〇〇  
 同上 賣却價格……………四、三〇〇

a) 年度末に於て			
燃 料 勘 定			
	M 8,000		4,000
12/31 價值修正勘定	300	12/31 決算殘高勘定	4,300
	<u>8,300</u>		<u>8,300</u>
價 値 修 正 勘 定			
12/31 決算殘高勘定	300	12/31 燃 料 勘 定	300
決 算 殘 高 勘 定			
12/31 燃 料 勘 定	4,300	12/31 價 値 修 正 勘 定	300
b) 次年度初め			
燃 料 勘 定			
1/1 決算殘高勘定	4,300	1/1 價 値 修 正 勘 定	300
價 値 修 正 勘 定			
1/1 燃 料 勘 定	300	1/1 決 算 殘 高 勘 定	300
決 算 殘 高 勘 定			
1/1 價 値 修 正 勘 定	300	1/1 燃 料 勘 定	4,300

(ロ) 使用財　これに於ては、賣却が目的でないのと、賣却價格の決定が困難、否、時には全く不可能でさへあるとの理由から、賣却價格による方法を原則上諦める。この場合には所謂相對的評價<sup>27)</sup>を用ひるのが最も正しい。即ち、販賣が目的ではなく、漸次生産物に轉化し、販賣代價に含まれて、企業に復歸するものであるから、費用割當ての立場から行はるべきものとするのである。従つて、これに於ては、購入價格が基本をなし、それから減價銷却高を控除したものが記入せられる。但し、種々の事情から、従前の減價銷却率によつて算定されたものに比し、事實上種々の原因から壽命の低減を生じた時には、價值修正をなさねばならない。

これ、評價を企業の財産狀態如何に係はらしめるものであるから、企業が健全であれば、成果計算の原則を無制限に是認してもよく、企業が危険な時には、財産の算定が特に必要となり、靜的原則が強く主張されなければならないのである。

4 計算的貸借對照表項目　計算的項目或は經過的項目<sup>28)</sup>は正しい成果計算をなさんがために設けられるもので、當會計年度に支出は生じたが、それはこの年度に負擔せしむべきものでないものとか、或は、當年度に收入さるべきものが、未だ尙ほ收入されないが如き場合に、それを整理計算して、正しい成果を算出せんとするものである。特に之を闡明ならしめたのは、シユマーレンバッハであつて、彼の効績はまた偉大である。

かゝる項目は、上述せる如く、成果計算の正確を期するためのものであるが、然らば、財産計

27) relative Bewertung

28) Rechnungsmässige oder transitorische Bilanzposten. a. a. O. S. 73-74.

a) 通常の評價によるもの

借方	貸借対照表		貸方
土地	M 80,000		設立資本
工場建物	30,000		準備金
管理建物	20,000	50,000	社債
現金在高	2,500		債権者勘定
銀行預金	6,000		引受手形
中央銀行預金	8,000		利益
振替郵便貯金	500	17,000	
商品在高	180,000		
原料	90,000	270,000	
債務者勘定		64,000	
手形		12,000	
機械	40,000		
器具	5,000	45,000	
運送具		8,000	
什器		10,000	
		556,000	556,000

b) 複合的評價によるもの

借方	貸借対照表		貸方
土地	M 90,000		設立資本
工場建物	35,000		準備金
管理建物	25,000	60,000	社債
現金	2,500		債権者勘定
銀行預金	6,000		引受手形
中央銀行預金	8,000		価値修正勘定
振替貯金	500	17,000	土地
商品在高	200,000		工場建物
原料	96,000	296,000	管理建物
債権者勘定		64,000	商品在高
手形		12,000	原料
機械	40,000		運送具
器具	5,000	45,000	利益
運送具		11,000	
什器		10,000	
		M 605,000	605,000

ゼツエーリングの統一貸借対照表について

第三十五卷

二六八

第二號

一一〇

算の目的に對しては、それは如何に取扱はるべきであらうか。借方側に記載されるものは、企業の前給付である。而して、企業が存続することを前提とする限り、そして、次年度に於て當然支出さるべきものである限り、財産 (Aktivum) であり得る。従つて、條件的なる財産部分である。また、貸方にある項目は、債務と見做され得る。ただ、例外の場合もあり、また條件的債務のこともある。

以上の如き理由の下に、彼は、これ等の項目は何等財産計算を妨げるものではなく、従つて、兩原則を充し得るものであるとする。

5 統一貸借對照表の例 上述した方法によつて作成された貸借對照表と通常の方法による貸借對照表との相違、特徴を見るために、その兩者を併せ示せば前頁の如くである。<sup>29)</sup> 而して前者の特徴は賣却時價にて評價し、價值修正勘定を設けることによつて、財産計算と期間的成果計算とを同時に達成し得たものとする點である。

29) a. a. (). S. 75-80.